

平成 28 年度 第 2 回四條畷市 いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	平成 28 年 11 月 29 日 (火) 午後 2 時～
場 所	四條畷市役所本館 2 階 ミーティングルーム

(出席者) 小寺委員長・大谷委員 (代理で船木委員)・福田委員・中村委員・岡委員  
板東委員・吉田委員・藤岡委員・大塚委員・芝田委員

(欠席者) 平井委員・田中委員

## 1. 開会

事務局：あいさつ

(会議成立要件の報告)

資料の確認

## 2. 議事

委員長：案件 1「市内小中学校におけるいじめ問題の状況と課題について」事務局から説明をお願いします。

事務局：説明

委員長：只今、教育委員会から説明がありましたが、何か意見・質問ございませんでしょうか？

藤岡委員：法律が変わったという事で全国的に件数が上がっているということですが、四條畷市も上がってくるような見込みですか？

事務局：都道府県によって若干、濃淡があるように聞いています。府内では同じような通知を受けているので、危機感を持っている市町村はしっかり認知をしていくと思っております。

藤岡委員：把握方法というのは、アンケート等で上がってくる件数ということですか？

事務局：それもありますし、職員の現認や保護者からの訴えなどを全て合わせて、学校がいじめ事案であると捉えたものを 1 としてカウントしています。

藤岡委員：例えば、「A 君」がいじめられているという話になった時に、その子が 4 月・5 月と事案がかかっている中で 1 人が 1 件ということですか？それとも、分かった段階で 4 月 1 件、5 月 1 件という事ですか？

事務局：ケースによって難しいです。例えば、岡校長先生のくすのき小は被害に対して 1 件で上げられていますか？A 君が B 君からいじめにあったら 1、また、C 君からいじめにあったら 1、ですね。また、B 君と C 君が仲間になって A 君をいじめたという事案は 1 ですが、事案や事象が変わって別事案であることになれば、2 とカウントしています。その線引きは非常に難しいと思います。

中村委員：いじめられているけれど、本人はいじめられているという意識がなかったらノーカウントですよ？相手はいじめているということですよ？この辺は微妙ですね…。

事務局：そういう場合は、その行為が不適切であるという事だったら学校は指導に入ります。

逆のパターンもありまして、いじめられているという根拠は無いけれど、いじめられていると訴えるというケースもあります。そこも難しいところです。

中村委員：無視されているというのも、いじめにあっているという判断に入るのか難しいですよ。みんなで話しているときなどは、無視されているのか気付いてないのか微妙なところですし、好き嫌いもありますから、決めつけるのは難しいですよ。

岡委員：学校現場では、府教委からの指示で学期に 1 回アンケートをなさいと言われ実施しています。児童数は 484 ですがトータルすると件数としてはとても多いです。特に低学年の子がたくさん上げてくれますがその中身の精査というのが難しく、各学期の最後の生活指導部会の中で細かく精査して「こ

れはいじめにあたるのではないかと判断したものを、教頭から市教委に提出しています。認知は低学年であればあるほど難しいです。

藤岡委員：喧嘩とか嫌なことを言われたとか嫌な気分になったりしたらいじめられたとなると。

岡委員：そんな場合には「何があったの？」と聞いてあげないと分からないこともあります。そういう部分からするとアンテナは高くなったと思います。

藤岡委員：傾向としては高学年になるほど件数は減るといった感じですか？そうでもないですか？

岡委員：12月に精査しますが、学年でも、またクラスによって違います。数で言うと中学年が多いです。

小寺委員長：掲示は広がりましたよね？それは現場にとってはやりやすいですか？やりにくいですか？見えなかったものが見えてきたりもしますね。

岡委員：今まで見過ごしていたものを、もう一度細かく見られるようになったという面ではプラスになったと思います。

中村委員：どういう子どもさんがいじめられているとかいう情報はありますか？例えば、すごくおとなしい子や、また悪さするけれどいじめられる子とか。

岡委員：色々です。今までいじめに回っていた子が周りから逆にいじめられたりと、色んなパターンがあります。

中村委員：高学年になると余計ですよ。難しいですね。

小寺委員長：学校に専門職のスクールカウンセラーが入っておられますが、基本的には心理職の方ですよ？ケースワークというか、一対一や集団、また家族を呼んだりしてのアプローチは出来るのですか？

事務局：保護者の面談なども含めて全てしていただいています。

小寺委員長：スクールソーシャルワーカーもありますよね？そういう方はどのような役割分担をされていますか？

事務局：スクールカウンセラーというのは、被害の子どもの心理面でのケアをまず第一にさせていただき、その上で加害の子ども、何か心の悩みがあるのではないかとという事で、加害の子どものメンタルケアもしていただいています。その上で、保護者関係が上手くいかない中で子どもが何か問題を起こしているという場合には、保護者へのアプローチもしていただきます。また小学校の時の様子や、子育て総合支援センターで把握されている情報等、関係機関が情報を持ち寄るケース会議を行った時に、仕切ってくださる方がスクールソーシャルワーカーで、どのような社会支援があってどこに繋いだらよいか、という情報をたくさんお持ちで、割り振り等をしてくださります。子どもたちと関わることをメインとしてくださる方がスクールカウンセラーで、役割分担をいただいています。

藤岡委員：スクールソーシャルワーカーから子育て総合支援センター、子家センに繋がっているという事例もあるわけですよね？

福田委員：スクールソーシャルワーカーが直接という形ではなく、スクールソーシャルワーカーから学校に、子家センへの相談や通告を勧められて、学校から虐待通告や相談をしていただいているという例はあります。

藤岡委員：制度が始まってから件数が増えてきていますか？

福田委員：いじめという事に関しては、スクールカウンセラーさんが学校への支援を整えてくれているので、件数が増えたという印象は無いです。

大塚委員：中には支援センターで見守っている家庭でいじめを起こしてしまう、ということがあります。保護者によって学校との関係が良くなって学校からの指導ができにくいという方には、子育て総合支援センターがメインの窓口になって働きかけをしていきます。いじめにいたるまでに家庭の問題等があったり、どこに問題があるのかはいろいろです。

小寺委員長：加害側と被害側の両方の家族にアプローチがあるということですか？どちらかという被害の方で

すか？

大塚委員：いじめなどになると基本的には、学校の対応がメインになってくるかと思います。その中で連携しながらという感じです。

小寺委員長：セクハラと同じように、いじめはいじめられたと自覚したら事案になるのですか？

事務局：定義はそうです。いじめられたと訴えがあれば、いじめだと認定はしませんが、まず聞き取り調査などを行います。その上で、見ていた子はいないかとか、普段の人間関係がどうか、ということなど色々つきあわせた中で、これはいじめに相当するとか、そうではなくて一期間の子ども同士の関係の悪化である、という判断を、学校は大変苦勞されています。

事務局：認知件数は、先生であったり取り上げた例の考え方であったりで差が出てきてしまうということですが、この差を少なくするような取り組みは、されていますか？

事務局：文部科学省も「こういう事がいじめにあたりますよ」という事例を細かく出しています。その事例にあわせて判断して下さいと、校長会・教頭会で伝えていますが、その時の背景や状況によって上手く当てはまるかどうか分からないので、今は、いじめは逃さないという雰囲気を作っていくことを学校で頑張ってもらっています。先日の対策委員会でもこれを無理して平準化する事はないのではないかという意見を専門家にいただいて、「それぞれの学校の実情に合わせて感知度を上げて解消に向かっていく」ということが、まず大事だという事を言われました。

事務局：データとしてとらえて、どこの学校が多い、などというのはナンセンスな話で、各学校で起こっていることに対してどのように解決していくかということが大事だということですね。

中村委員：学校内で生徒同士のいじめは分かるのですが、田原は生駒など他校の子どもと関わる機会があります。LINE等で一度知り合うとなかなか離れられないことで、いじめにつながる可能性があるかと思います。こういう事案はどうか疑問に思います。

事務局：昔の定義は同じ学校・学区内でしたが、今は取り払われていますので、同じ学校でなくてもいじめたというカウントになります。インターネットを媒体すると本当に不特定多数になっていきます。「同じ学校に在席するなど」と書かれているので、これを広義に読むと塾の友達なども対象に入ってきます。他府県の学校となると連携が難しく、そういう時は解決が非常に難しくなります。お互いの生徒指導官と会って情報共有しながら解決していきます。

中村委員：パトロールの時に生駒の学校の先生と一緒に回ってくれたという事がありましたが、なかなか調整が難しいです。

小寺委員長：課題の、情報管理や伝達については、プライバシーの問題ですか？

事務局：他府県で、申し送りや引き継ぎ、情報伝達が上手く行われておらず、子どもに不利益があったという事案を聞いていますので、教職員の移動等あった場合には特にそこをしっかりと管理、伝達していく事が大事だと考えています。

小寺委員長：プライバシーや情報漏えいの心配はありませんか？

事務局：学校現場では特に困っていることはないです。いじめと認定するまでに時間が掛かることはありますが、だからと言って漏れるような事が無いように十分気を付けています。それが問題になった事はないです。

藤岡委員：申し送りについて、全てを記録しておくことも難しいのではないですか？

事務局：記録するよう言われているので学校にも指示させてもらっています。「いつ誰に対して何をしたのか」ということは、いじめを認定する、しない、となった時に大変重要な情報ですので、そこは学校体制として、家庭訪問だけでなく誰がどう関わったのか、誰が家庭訪問して相手のお父さんなのかお母さんにどう説明したのか、という事をしっかり残していきましょうという指示をしています。

小寺委員長：他にご意見はありませんか？そうしましたら次の案件に移ります。案件2「ネット上のいじめ問題に対する取組みについて」事務局より説明をお願いします。

事務局：説明

中村委員：LINEであれば、既読がついているのに返信がない、また、グループでの会話だと打つのが遅くてタイミングを逃し話題が変わってしまい、参加しているのに何も打ってこない、ということでのトラブルが多いということです。お風呂に入るにもスマホを離せない、という子どもさんがいると聞いています。上手に使うための知識や使い方を教えたり、また、グループで使うときのルールがあることで解消されることもあると思うので、教育委員会でルールを作ってもらってはできないでしょうか。

岡委員：スクールガードリーダーという方が学校を回って下さっています。元警察官の方で、他市の情報も教えて下さるのですが、子ども達が依存症になっている、手放せない状況があると聞き、10まで運動を更に進めていきたいと思いますが、罰則等もない中でなかなか進まないと感じています。ガードリーダーさんの話では、大東市ではマナー条例という形で条例化することで、保護者への働きかけもしやすいようです。10まで運動よりももう少し縛りのある何かが良いと思います。都道府県、市町村によっては小学生にスマホを持たせないとしているところもあるようなので。

中村委員：パソコンの指導をする中で、ためになることを教えたいと思っても、子どもはユーチューブやゲームをしたがります。内容をきつくして指導自体を受けてくれなくなったら意味がないので、ぎりぎりのところでやっています。ネットを使って、子ども達が楽しめて、ためになる教材があればベストですが、今はそのような物がないので、なにか作れないものかと思います。

LINEは普及しており、便利で大人も仕事で使うこともあります。ただ、いじめにつながる危険性もあります。いじめや犯罪につながる危険性もあること、また、どんなことに注意して使うかの指導が必要だと思います。そういう意味で、田原中で実施された講演は効果があったと思います。親御さんの意識が変わりました。

藤岡委員：市内の他の小中学校では、取組みをされていますか？

事務局：色々しています。よく実施しているのは、小学校はJCOMさんや携帯電話会社に来ていただいてインターネットの使い方などを教えてもらうというものです。学年や年齢が上がるほど危険なLINEやネット犯罪という事になってくるので、中学校はこれがメインになっています。

中村委員：田原中では、昨年、羽衣高校の生徒と先生が、劇の形をとって面白くわかりやすいものをして下さいました。楽しく学べるように、色んな方法での指導ができるといいと思います。地区教の中でも、同じするなら面白いことをできればいいなという話をしています。子どもも参加してもらい顔見知りになっていくことが大事かと思います。

事務局：四條畷中学校は今年度、地区の保護司さんと情報リテラシー講演会をされており、畷中校区の保護司さんに何人か来ていただき、スマホ・携帯電話の危険について一緒にお話を聞かれたそうです。そこで子ども達も保護者も顔見知りとまではいかないですが、保護司さんという方がおられることを認識されているようです。

藤岡委員：警察はこのような講演に行かれるような部署はあるのですか？

船木委員：非行防止教室があります。ネット中心にやって下さいと言われていたらインターネットを中心にやっています。全く要請のない小学校・中学校もありますが、要請するとなると少年係が窓口になっています。枚方サポートセンターの本部の少年課がある所は、低学年に万引き防止教室をしています。ネットに関してはほぼ少年係がしています。四條畷市の小学校・中学校でも実施していますが、大東市に比べたら要請は少ないです。色んなものがあり、支援者避難の訓練や、薬物乱用、全般的な非行防止教室も実施していますので活用していただければ良いかと思います。高校でも依頼があれば行きます。

岡委員：非行防止教室は、四條畷市内は5年生を対象に全部の学校が実施するようにしています。

藤岡委員：低年齢化していると聞きますが、犯罪の低年齢化はありますか？

船木委員：万引きがすごく低年齢化していて、小学校1年生・2年生が多いです。コンビニでも売っているカードゲームを盗む子が多いです。高学年になると、監視カメラの存在に気づきますが、低学年は本当に物が欲しいですからね。

中村委員：あるコンビニの飲食コーナーは監視カメラに映らないので、そこでよく（万引き行為）夜に行われているとのことで夜7時を回ったら閉鎖しているそうです。

小寺委員長：万引きは再犯率が高いのですか？

船木委員：特殊な子は何回もしますが、親も警察に呼ばれるという事で、ある程度反省しており1回で終わります。

藤岡委員：いじめ絡みで警察に通報の事案はありますか？

船木委員：ある市では、小学生がグループになって誰かに万引きさせて、万引きした物を分けるといったことを聞きます。

委員長：他に何かございませんでしょうか？

吉田委員：先程の事務局のお話で、保護者にいじめの話をする時に、子ども同士の関係に影響がありデリケートなところだろうと思いますが、どういうアプローチをされているのでしょうか？

事務局：いじめだった時には指導しますので、指導課程というのは保護者によって伝える責任があります。それぞれ加害・被害の保護者にアプローチし、たいていの場合、加害の方は謝りたいとおっしゃります。そうすると子ども同士も謝罪会をして保護者同士も謝罪をという場を学校が設定したりします。一部加害の方で認められなかったり「向こうも悪いのに、といったケースでは、謝罪会を持つのが難しく、じっくり時間をかけて子ども同士修復したり、保護者が電話するとか色んな方法があります。その辺については、学校は実態に応じてアプローチしていきたいという状況です。

吉田委員：保護者の方の態度によっては、子ども同士の関係が悪くなるのが懸念される場合もあるかと思いますが、いかがですか。

事務局：子どもたちは仲直りしているのに、意外と保護者の方がちょっと…というケースもあると思います。この間、対策委員会の弁護士さんのお話の中であつたのですが、我々教職員はあつた事を必ず全部伝えて仲直りさせなければという意識を持っていますが、例えばそれをすることで加害と被害の保護者同士が何か揉めるような事があればそれは別にしなくてもいいと、いじめ防止推進法に書いてあります。加害と被害の保護者が共有することでお互い不利益を被らないような、そういう情報提供に努めるというような文言が書いてあるので、その一文をしっかりと読み取ると、言う事で揉めさせるような事を敢えて学校はしなくていいということです。説明責任があるから一生懸命やらなきゃと学校は思うのですが、そういう法があるから、今子どもの状況を見てトラブルが起きそうだから説明を控えていました、という説明で十分通じる、とこういう解釈があるらしいです。揉めるようだったらちょっと時間をおきましょう、方法を考えましょう、という事を学校はしてもいいと。あとから言われてもそういう解釈で説明できる、隠していたわけでもないという事です。

小寺委員：本当にそれが両者にとって不利益なのかという判断は難しいことですよね？

事務局：そうですね。例として、以前に保護者に伝えた時に保護者が激昂されて、加害に対して怒鳴り込みに行くようなことをされたことがあり、また同じような事をするともた同じことが起きるから、子どもがお父さん・お母さんに言うのをやめて欲しいといったことがあつたそうです。「起きたことを先生は伝えなあかん義務があるから」と言うけれど、そこについては法の解釈や状況をしっかり見ながら、子どもと信頼関係を築くために時間を掛けても良いのではないかとっておられました。

小寺委員長：他にご意見等ございませんか。

そうしましたら案件3の「その他」について事務局からよろしく申し上げます。

吉田委員：市役所市民生活部の人権政策課です。今度12月14日（水）の18:30から、市民総合センターの展示ホールでいじめ問題啓発の講演会ということで、仲島正教さんという西宮市の教育サポーターをされている方の講演会を実施いたします。人気のある先生で子どもとの向き合い方も教えていただけたと思います。お忙しいと思いますが、ご都合のあう方はぜひご参加ください。

小寺委員長：要約筆記や手話通訳ありとなっていますが、必要な方は事前に申し出がなくても始めからあるということですか？これは法律が変わったからですか？

吉田委員：始めから付けさせてもらっています。法律が変わる以前から、障がい福祉課からもできるだけつけるようにいわれておりますので、そのようにしています。

小寺委員長：それでは事務局からどうぞ。

事務局：その他といたしまして、今年度の「いじめ問題対策連絡協議会」については今回が最後となります。尚、いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱期間が平成29年3月31日をもって終了となることから、委員の皆様におかれましては、今回の会議が最後となります。長期間にわたりありがとうございました。また、継続してくださる委員の方々におかれましては、来年度以降も引き続きよろしく願いいたします。

小寺委員長：ただいまの事務局からの説明について何かございますか？

無いようですので、これで「四條畷市いじめ問題対策連絡協議会」の審議を終了いたします。